

様式 1

奥会津地域交通マスタープラン基礎調査業務 特記仕様書

1 業務の目的

奥会津地域の暮らしを守る地域交通対策を総合的に検討するため、日常の買い物、医療、通勤、通学、物流など、実際の移動実態を調査し課題の抽出と分析を実施する。

2 仕様等

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部制定の「共通仕様書 [業務委託編] 」に従うものとする。

3 業務の対象

検討対象地域は、柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町とする。

4 業務内容

(1) 移動実態調査

請負者は、検討対象地域における、住民、事業者の移動実態を効果的・効率的に調査する。

(2) 課題の抽出と分析

請負者は、移動実態調査で得られたデータと、町村の将来計画（地域ビジョン）を整理し、課題の抽出と分析を行うものとする。

5 貸与資料

- ・町村総合計画
- ・その他当初打合せ時に協議し、必要と認められたもの

6 協議・打合せ

業務打合せは、原則として4回（当初打合せ、中間打合せ2回、成果品納入時打合せ）実施する。

なお、協議打合せの構成は、次表のとおりとする。

	直接人件費に関する構成（人）		
	主任技師	技師（A）	技師（B）
当初打合せ	0.5	0.5	
中間打合せ		0.5	0.5
成果品納入時打合せ	0.5	0.5	

7 電子納品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)：(以下、要領)」を福島県が策定した「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品の運用にあたっては、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】(平成19年11月)」によるものとし、電子化する範囲は監督員との電子納品に関する事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定するものとする。
- (3) 成果品は、正1部を金文字黒表紙による製本とし、副2部はA4ファイル綴じとする。また、関係町村に配布するため、5部を簡易ファイルで提出する。
なお、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で各成果品に添付し納品する。
「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
- (4) 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により電子納品に関する要領・基準(案)に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準(案)に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8 その他

- ・本特記仕様書及び福島県土木部制定「共通仕様書(業務委託編 〃)」に定めのない事項、または疑義が生じた場合については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- ・受託者は、委託者の意図及び目的を十分に理解するとともに、誠実に業務を行うものとする。
- ・著作権(版権)は、福島県に属するものとする。